



特別支援教育就学奨励費制度 についてのお知らせ

●特別支援教育就学奨励費とは？

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に入級している児童生徒並びに普通学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部（学用品費、給食費、遠足等校外活動費等）を補助する制度です。

●誰でも補助を受けることができますか？

児童・生徒の保護者の方が申請対象となりますが、世帯の収入状況、課税状況により認定されない場合があります。

次に該当される場合はすべて支給されません。

- (1) 世帯の収入額などを考えて、就学奨励費の支給を辞退された場合
- (2) 児童福祉法による児童福祉施設、指定療育機関等に通所、入所又は入院し、その施設で就学に係る措置費または療育費用給付を受けている場合。
- (3) 就学援助費の支給を受けている場合。
- (4) 世帯の収入額が基準を超えて、認定されなかった場合。

●支給を希望しない場合は申請をしなくてもいいですか？

支給を希望されない場合でも、世帯の状況等について把握させていただくために『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額需要額調書』と申請辞退書の提出は必要となります。

●認定された場合の支給方法は？

支給については、7月、12月、3月に対象経費を保護者口座へ支給します。ただし、学校の集金に未納がある場合は学校長を通じて保護者の方へ支給します。

●学校で必要な費用全額が支給されますか？

支給についての対象内経費と対象外経費があり、対象内経費の一部が支給されます。

※支給されるもの・・・(例) 全員が購入する教材代、給食費、遠足時のバス代及び入館料などの全員が対象となる経費の一部。

- 学校給食費（保護者実費の1／2程度 ただし上限あり）
 - 修学旅行費（保護者実費の1／2程度 ただし上限あり）
 - 校外活動費（保護者実費の1／2程度 ただし上限あり）
 - 学用品購入費（保護者実費の1／2程度 ただし上限あり）
（ノート、筆記用具（鉛筆・消しゴムなど）、文房具用品（はさみ・のり・定規・絵具など）、副読本、練習帳、辞典類、体育館シューズ、靴、体操服、実験・実習用の材料、作業衣類、通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）
 - 新入学児童・生徒用品等（保護者実費の1／2程度 ただし上限あり）
（ランドセル、カバン、通学用服、通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）
- ※ ただし、小学1年生と中学1年生が支給対象です。

学用品等購入の経費は購入等の実態に基づく支給のため、個人で購入、負担したものについて、レシートまたは、宛名、品名が記入された領収書を学校へ提出していただく必要がありますので、必ず領収書やレシートなどは保管しておいていただきますようお願いいたします。

※支給されないもの・・・個人で購入した家庭学習用の教材代、遠足先での食事代など

（裏面あり）

●申請までのながれ

1. 5月下旬に町教育委員会より各保護者宛に申請関係書類を送付します。
送付書類：特別支援教育就学奨励費にかかる収入額需要額調書・同意書・申請辞退書
2. 保護者の方は申請関係書類に必要事項をご記入いただき、お子様も含めた令和4年度世帯員全員分の課税証明（6月1日以降発行可能）を添付して、教育委員会教育総務課・各学校・各支所のいずれかへ提出してください。
※課税証明については、役場住民税務課または各支所地域振興課へ請求してください。
3. 提出いただいた書類により教育委員会で審査し、7月中に各保護者宛に結果を通知します。
あわせて、各学校長にも結果を通知します。

●認定後に必要なもの

在学生の学用品及び新入学児童生徒用品購入費についてはレシート・領収書が必要になります。

新入学児童生徒の学用品（ランドセル、カバン、通学用服等）のレシート・領収書は7月上旬までに、在學生用の学用品（ノート、筆記用具等）は1月中旬までに学校へ提出をお願いします。

（提出期日は別途、認定通知によりお知らせさせていただきます。）

※レシート・領収書等が無い場合、支給出来ませんのでご協力よろしくをお願いします。

提出期日まで大切に保管していただきますようご協力よろしくをお願いします

その他ご不明な点は

美咲町教育委員会教育総務課（Tel 0868-66-2873）までお問い合わせください。